

薬 第 6549 号  
令和 8 年 3 月 27 日

各関係団体代表者 様

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課長  
( 公 印 省 略 )

神奈川県手数料条例の一部改正について (通知)

日頃から、薬務行政の推進にあたり、多大なる御協力いただき感謝申し上げます。

このたび、別添のとおり神奈川県手数料条例 (平成 12 年神奈川県条例第 2 号) の一部を改正し、令和 8 年 10 月 1 日から施行することとなりましたので、貴会会員に周知くださいますようお願いいたします。

また、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和 35 年法律第 145 号) の一部改正に伴う神奈川県手数料条例中の引用条項の改正 (「第 14 条第 7 項」を「第 14 条第 6 項」に、「第 14 条第 15 項」を「第 14 条第 13 項」に改める) については、令和 8 年 5 月 1 日から施行することを併せてお知らせします。

問合せ先

- 麻薬、向精神薬、覚醒剤に関すること  
献血・薬物対策グループ 川野邊  
電話 (045)210-1111 内線 4964
- 製造業・製造販売業等に関すること  
生産指導グループ 沖  
電話 : (045)210-1111 内線 4976
- 上記以外に関すること  
薬事指導グループ 細野  
電話 : (045)210-1111 内線 4967